

つがる西北五広域連合病院事業職員の特殊勤務手当の特例に関する規程

令和4年2月24日病院事業管理規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めるものを除き、つがる西北五広域連合病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（平成24年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第18号。以下「給与規程」という。）及びつがる西北五広域連合病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する規程（令和2年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第1号。以下「会計年度任用職員給与規程」という。）に規定する特殊勤務手当の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(新型コロナウイルスワクチン接種作業手当)

第2条 つがる西北五広域連合病院事業の設置等に関する条例（つがる西北五広域連合条例第4号）第1条第2項に定める病院において、通常診療とは別に、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第2項の規定により読み替えて適用する第6条第1項に基づく新型コロナウイルスワクチン接種をするための管理者が認める特別な人員体制を確保し、かつ、1日50回以上の接種を行った日の週が管理者の定める期間内に4週以上ある場合において、1日50回以上の接種を行った日の作業に従事した職員に対し、新型コロナウイルスワクチン接種作業手当を支給する。

2 前項の手当の額は、下記の職種区分に応じ、その勤務1時間につき次の表のとおりとする。

職種	額
医師	7,550円
医師以外	2,760円

3 第1項の手当の額は、その月の全時間数によって計算するものとし、この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

4 第1項の手当の支給方法は、給与規程及び会計年度任用職員給与規程の例による。ただし、支給日については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公表の日から施行し、令和3年12月5日から適用する。

(この規程の失効)

2 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効する日以前にこの規程に規定する作業に従事したことにより支給することとなった手当で、失効する日以後に支給するものについては、この規程は、失効する日以後も、なお効力を有する。

(つがる西北五広域連合病院事業職員の特殊勤務手当の特例に関する規程の廃止)

3 つがる西北五広域連合病院事業職員の特殊勤務手当の特例に関する規程（令和3年つがる西北五広域連合病院事業管理規程第18号）は、廃止する。